



東北 6 県の 519 人が 総務大臣から行政相談委員に委嘱

令和 5 年 4 月 1 日付けで、東北 6 県で 519 人、
宮城県内で 98 人が行政相談委員に委嘱されまし
た。（委員名簿は別紙参照）

【行政相談委員とは？】

- ✓ 行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者です。
- ✓ 国民の身近なところで気軽に相談ができる窓口として、全国に約 5,000 人が配置されています。
- ✓ 国の行政に関する苦情などの相談を、年間約 4 万件受け付けています。
(詳しくは、5 ページをご覧ください。)

✓ このたび、令和 5 年 4 月 1 日付けで、東北 6 県の行政相談委員 519 人が総務大臣から委嘱されました（委嘱期間は 2 年間）。（別紙 1）

✓ このうち、宮城県内の行政相談委員は、98 人です（うち 15 人が新規委嘱）。

（別紙 2、3）



まぐみみ宮城

行政相談
マスコット
「キクーン」

（本件照会先）

総務省東北管区行政評価局

総務行政相談部

行政相談課長 五十嵐 文敏

電話：022（262）7839

(別紙1)

東北管内における行政相談委員の委嘱状況

(単位：人)

区 分	新規に委嘱された 行政相談委員	再委嘱された 行政相談委員(注2)	合 計
宮城県	15	83	98
青森県	9	76	85
岩手県	15	61	76
秋田県	10	70	80
山形県	13	54	67
福島県	26	87	113
合 計	88	431	519

(注) 1 令和5年4月1日現在

2 委嘱期間の満了に伴い、再度委嘱された行政相談委員

(別紙2)

宮城県内の行政相談委員 (98 人)

(敬称略)

担当市町村名	委員氏名	担当市町村名	委員氏名	担当市町村名	委員氏名
仙台市	鎌田 雅敬	大河原町	竹川 貴子	栗原市	壺谷 善孝
	小川 由美	村田町	大内 光夫		佐藤 一男
	西嶋 康雄	柴田町	大宮 照夫		城戸 金藏
	影山 明彦		武山 昭彦		曾根 章
	佐々木剛一	川崎町	岩間 伸一	狩野 公章	
	佐藤よし子	名取市	阿部 清基	齋藤 輝雄	
	※石川 淳一		布田 節子	※片岡 鉄郎	
	鈴木 眞子	角田市	佐藤まさ子	佐藤 裕孝	
	福田 正俊		太田 善春	佐藤 正満	
	門間 勝	岩沼市	齋 登美子	※遠藤より子	
	佐藤久美子		※平井 光昭	柳 渕 亨	
	柿沼 房子	丸森町	矢吹仁一郎	佐々木孝夫	
	原 和子	亘理町	佐藤 仁志	佐々木菊枝	
	高橋 和江	山元町	大川 好信	山形 利文	
千葉 幸夫	大崎市	本田 和美	気仙沼市	菊池 平夫	
塩竈市		北村 裕子		小野美智子	石森 正三
		鎌田 稔子		板橋 敏晴	※梶原 友一
多賀城市		高橋 勉		福田 榮喜	三浦 隆悦
		櫻井 道子	伊藤 静雄	佐藤 和文	
富谷市		平岡 政子	中村 篤	南三陸町	高橋才二郎
		※亀 郁雄	高橋 啓子	石巻市	水間 裕子
松島町		※文屋 勇一	大内 竜光		堀川 禎則
七ヶ浜町		瀬戸 源市	森 哲子		館田 秋雄
		相澤まり子	佐藤 和枝		※沖津 研治
利府町	大内 典子	※千葉 昭	※佐藤しづ子		
	※多出村とみ子	菅原 俊二	岸野 正幸		
大和町	佐々木美和子	涌谷町	長塚 久美	※佐藤 直彦	
	※千坂 俊範	美里町	堀越 澄枝	大壁 裕	
大郷町	小畑 正勝		(選考中)	東松島市	山口千寿子
大衡村	平間 宏子	千田 祐子	内海 和幸		
白石市	平間 義春	栗原市	佐々木孝行	女川町	※山田 友悦
	八重樫久美子		佐藤のり子		
蔵王町	佐藤 正則		※片寄 稔		
七ヶ宿町	高橋 昌利		狩野 吉行		

(注) 表中の※印は、新規に委嘱された行政相談委員です(別紙3再掲)。

(別紙3)

宮城県内で新規に委嘱された行政相談委員（15人）[再掲]

(敬称略)

担当市町村名	委員氏名
仙台市	石川 淳一
富谷市	亀 郁雄
松島町	文屋 勇一
利府町	多出村とみ子
大和町	千坂 俊範
岩沼市	平井 光昭
加美町	千葉 昭
栗原市	片寄 稔
登米市	片岡 鉄郎
	遠藤 より子
気仙沼市	梶原 友一
石巻市	沖津 研治
	佐藤 しづ子
	佐藤 直彦
女川町	山田 友悦



〔 行政相談委員のご紹介 〕

行政相談委員イメージキャラクター

しんみ なるそう よく きくよ
親身 成 三 良 聴代

1 行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者

行政相談委員は、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する方に、総務大臣が委嘱します。

行政相談委員は、法律委員ですが、国家公務員ではなく民間人で、全国に約5,000人（各市（区）町村に1人以上）、宮城県内に98人配置されています。

委嘱期間は2年間ですが、再委嘱可能です。

（行政相談委員法（昭和41年法律第99号））

2 行政相談委員の職務は？

国の行政機関や独立行政法人、特殊法人等の業務に関する苦情の相談に応じて相談者に必要な助言をし、関係行政機関等に苦情を通知します。

また、地方公共団体の業務に関する苦情を受け付けた場合は、必要に応じて関係市町村に連絡いたします。

さらに、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができます。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱されたボランティアです。



3 行政相談委員の活動は？

市町村役場、公民館などで定期的に相談所を開設したり、地域を巡回したりして相談を受け付けます。

また、町内会や地域団体等の方々との懇談会を開催し、行政に関する苦情や意見要望をお聴きします。

このほか、会合やイベント等を通じて、行政相談（委員）制度をPRします。



相談解決のお手伝いをします！